

議案第100号令和7年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算の認定について

議案第100号令和7年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算の認定について、ご説明いたします。

当会計は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第1項に基づき設置しております。

それでは、主要な施策の成果説明書166ページをお願いいたします。

まず、概況であります。この貸付事業は、修学資金や就学支度資金等の貸付を行っているもので、令和7年度の貸付実績につきましては、別表1に記載のとおりであります。

貸付実績は、43件、27,357,200円となりました。

167ページをお願いいたします。

歳入の部について、説明いたします。

款1繰入金、項1繰入金、説明欄1繰入金、一般会計繰入金につきましては、同法第36条第4項に定める基準の繰入金を一般会計から受けたもので、153万円余りでした。

款2繰越金、項1繰越金、説明欄1繰越金、繰越金につきましては、前年度からの繰越金で7,122万円余りでした。

款3諸収入、項1貸付金元利収入、説明欄1母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入につきましては5,753万円余りの収入がありました。

主な貸付資金であります母子福祉資金の現年分収納率は、95.95%でした。

168ページをお願いいたします。

項2雑入、説明欄1違約金及び延納利息、及び説明欄2母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金として、72万円余りの収入がありました。

以上、歳入合計は、1億3,102万円余りであります。

169ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款1母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、項1母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、目1母子父子寡婦福祉資金貸付事務費は175万円余りで、主なものは電算システムのサポート委託料、その他は、郵送経費や消耗品等であります。

目 2 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、2, 7 3 5 万円余りで、貸付の詳細は1 6 6 ページの別表 1 のとおりであります。

歳出合計は8, 6 1 7 万円余りで、歳入、歳出差引4, 4 8 4 万円余りを令和 8 年度へ繰越することになりました。

以上、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。